



六角橋商店街地区まちづくりルール(全体区域)

が平成26年4月4日に認定されました!

六角橋商店街連合会では、六角橋商店街の昭和レトロなまちなみを後世に継承するため、地域まちづくり推進条例に基づく六角橋商店街地区まちづくりルール(全体区域)の認定に向け、平成26年3月6日、地域まちづくり推進委員会の審査を受けました。そして、厳正な審査の結果、まちづくりルール(全体区域)が平成26年4月4日付けで認定され、運用がスタートしました。

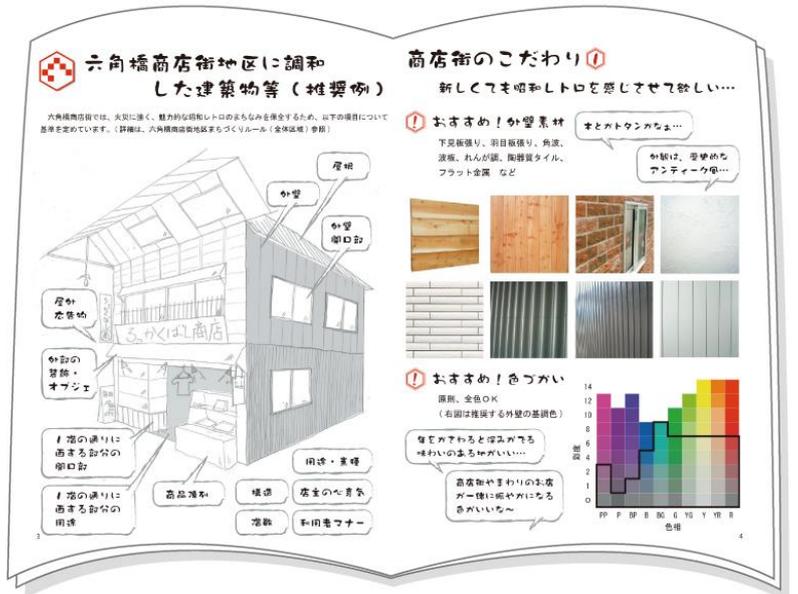
ルール(全体区域)では、街路、建築物等、敷地、防災・防犯の取組、商店街利用のマナーに関する基準が定められ、ルール認定を受けた対象区域内では、ルール適合について、原則、建築確認等の申請の40日前までに申請を行い、「六角橋商店街地区まちづくりルール審査委員会」にて審査を受ける必要があります。



認定授与式

六角橋商店街レトロモデル作法集 ことができました!

六角橋商店街では、まちづくりマニュアルとしてまとめた「六角橋商店街レトロモデル作法集」を発行しました。作法集では、建築物等を建築する際、外壁、色彩、店舗装飾、店主の心構え等に関する推奨例をまとめました。六角橋商店街連合会事務所に配布しておりますので、ぜひ、ご覧ください!



レトロモデル作法集

ふれあい通り(仲見世通り) 沿いの建築物等の建替えを可能にする ふれあい通りの中心線を確定しました!

六角橋商店街地区まちづくりルール(全体区域)が認定されたことにより、六角橋商店街ふれあい通り(仲見世通り)に面した敷地に建てられた建築物の建替えが可能となりました。

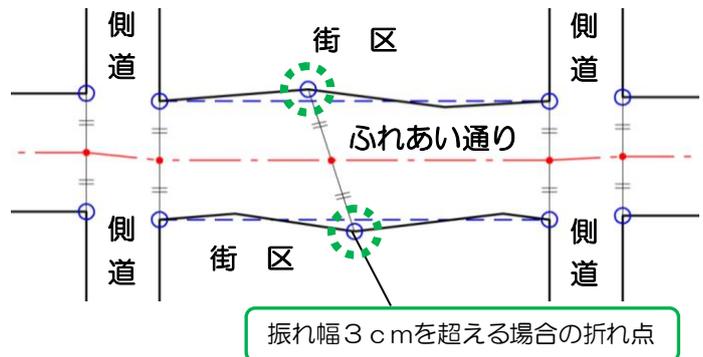
条件

※建築物の新築、増築、改築、移転の場合
アーケード状の上家がある場合、見直しが必要になります

建築行為の際「**中心線**」から**1.35mのセットバック**等が必要になります※建築基準法第43条第1項ただし書き道路の指定が受けられます

■中心線確定の基準

- ①・原則として、ふれあい通りのインターロッキングの中心線とする
- ②・街区毎に角の境界点を結んだ線(下図青線)を基準とし折れ点を設置(振れ幅が3cmを超える場合、別途、折れ点を設置)
 - ・折れ点同士を結んだ線の中心を通るように中心線を設定する(右図赤線)



注：六角橋商店街連合会全体区域の測量調査を行い、測量図を作成しました

平成26年度 まちづくり活動予定

六角橋商店街連合会では、今年度、以下の活動を行う予定です。

■六角橋商店街地区まちづくりルール(全体区域)の運用

■六角橋商店街地区まちづくりプラン認定に向けた検討

■アーケード更新計画の策定

■六角橋商店街地区まちづくりルール審査に関する資料等の作成

■神奈川大学と連携したまちなみの継承・更新に向けた研究

ご意見をお待ちしています!

ご意見等ございましたら、下記連絡先までお願いいたします。

六角橋商店街事務所 住所：横浜市神奈川区六角橋 1-10-2
電話：045-432-2887(事務所)
／045-421-8909(松坂屋カバン店)

六角橋商店街まちづくり検討会議にぜひご参加ください!

ご興味のある方はぜひ検討会にご参加下さい。

次回は**6月11日(水)19時30分**から「**すぺーすろっかく**」開催します。